

シテ見テ、三十七條ノ「一ニ依リマスト、
別表ノ第二ノ假ニニノ場合ニ假定シマスルト、
是ハ二千圓貰ヘルコトニナルト思フノテス、
ソレカラ同ジク同ジ勞務者、デソレガ第二ノ
場合ノ而モ別表ノ第二級程度ノ怪我デ第一
項ノ場合ニ於テハ二千圓貰ヘル、第二項ノ
場合ニ於テハ千圓貰ヘル、斯ウ私ハ見タノ
デアリマス、ソレガ同ジ勞務者デ詰リ平均
報酬月額ガ百圓ノ者デ、其ノ傷害ノ程度ガ
八級ノ場合ニ於テハ、第一項ノ場合ニ於テ
ハ二百圓、第二項ノ場合ニ於テハ千圓貰ヘ
ルト云フヤウナ計算ニナルヤウニ思フノデ
スガ、此ノ關係ヲ一つ假定ヲ置イテ、例ヘ
バ報酬月額百圓ノ者ガ第一項ノ場合ニ於テ
ハ何ボニナル、第二項ノ場合ニ於テハ何ボ
ニナル、ソレカラ若シ其ノ傷害ノ程度ガ八
級ノ場合ニ於テハ第一項ノ場合ニ於テハ何
ボニナル、第二項ノ場合ニ於テハ何ボニナ
ルト云フ點ヲ明カニ示シテ貰ヒタイト思ヒ
マス

○花澤政府委員 只今ノ點ニ付キマシテ御
答ヘ申上ゲマス、第三十七條ノ第一項ノ場
合ニハ、業務上ノ事由ニ因リ廢疾トナリタ
ル場合ノ障害ノ手當金ノ金額デアリマスガ、
此ノ金額ニ付キマシテハ、別表ニゴザイマ
スヤウニ、障害ノ等級ヲ一級カラ八級マテ
分チマシテ、各等級ニ相當スル障害ノ程度
ニアリマス者ニ對シマシテ、其ノ程度ニ相
當スル障害手當金ヲ支給セントスルモノデ
アリマス、具體的ニ申上ゲマスト、此ノ廢
疾ノ程度ニ付キマシテハ、工場法ノ扶助ヲ
取入レマスル關係等ヲ斟酌致シマシテ、大
體工場法ノ扶助ノ別表ニアリマスル身體障
害等級表ヲ參照致シマシテ、是ト略、同様ニ
規定致シタモノデアリマス、隨ヒマシテ別

表ノ第一ノ廢疾ノ程度一級トアリマスノハ、
工場法ノ障害等級ノ方デ申シマスナラバ第
七級ニ相當スル程度ノモノデアリマシテ、第
八級ハ十四級ニ相當スル程度ノモノデアリ
マス、斯様ニ致シマシテ、現在工場法ノ扶
助ノ範圍ニ屬シテ居リマス所ノ障害ノ程度
ノモノニ付キマシテハ、全部業務上ノ障害
ノ場合ニハ障害手當金ヲ支給スルコトトナ
ツテ居ルノデアリマスガ、第二ノ場合即チ
業務外ノ事由ニ因リマシテ廢疾トナリマシ
タ場合ニ於テハ、必ズシモ此ノ工場法ノ障
害ノ全部ニ付テ支給スルコトト致シテ居ラ
ナイフデアリマス、其ノ考ヘ方ヲ申シマス
ルト、大體是ハ現在ノ廢疾年金及ビ廢疾手當
金ノ考ヘ方ト同ジ考ヘ方ニナツテ居ルノデ
アリマスルガ、現在ノ廢疾年金ハ、終身業
務ニ服スルコトガ出來ナイ程度ノ廢疾トナ
ツタ場合ニ支給スルコトト致シマシテ、廢
疾手當金ヲ支給スペキ程度ノ廢疾ハ、從來
ノ業務ニ就クコトヲ得ナイ程度ノ廢疾トナ
ツタ場合ニ、之ヲ支給スルト云フニ考ヘ
テ居リマス、斯様ニ致シマシテ其ノ程度ヲ、
工場法ノ扶助ノ方デ申シマスナラバ、大體
工場法ノ扶助ノ一級カラ六級程度ノ障害ニ
相當スルモノニ付キマシテハ、廢疾年金ヲ
支給シ、七級カラ十級ニ相當スル程度ノモ
ノニ付テハ、廢疾手當金ヲ支給スルト云フ
風ニナツテ居リマス、十級以下ノ十一級カ
ラノモノニ付キマシテハ、廢疾手當金ハ支
給致サナイコトナツテ居リマスガ、本法
ニ於キマシテモソレト同様ノ考ヘ方デゴザ
イマス、隨ヒマシテ此ノ二ノ場合ノ平均報
酬月額ノ十月分ニ相當スル金額ノ支給ヲ受
ケマス場合ハ、別表ノ第一ノ方デ申シマ
スルナラバ、一級カラ四級ニ相當スル程度

ノモノニ支給スルノデアリマシテ、五級以下ノモノニ付キマシテハ、之ヲ支給致サナコトト致シテ居リマス、隨ヒマシテ、例へバ同ジヤウナ身體等級ノ障害ガ生ジマシタ場合ニ於テ、業務上ノ場合ト業務外ノ場合トハ、ドウ云フ風ニナルカト申シマスト、例へテ申シマスナラバ、業務上ノ四級程度ノ障害ニナリマシタ場合ニ於キマシテハ、十二箇月分ノ障害手當金ガ支給セラレル譯デアリマス、然ルニ業務外デアリマス時ニハ十月分ト云フコトニナリマス、隨ヒマシテ平均報酬月額百圓ノ者ガ、四級程度ノ障害ニナツタト致シマスト、業務上ノ場合ハ千二百圓トナリマスガ、業務外ノ場合デアリマスト千圓デアリマス、更ニ五級程度ノ癡疾トナリマシタヤウナ場合ニ於キマシテハ、業務上ノ場合ニ於キマシテハ九百圓ノ癡疾手當金ガ支給セラレマスガ、業務外ノ場合ニ於テハ、其ノ場合ニ何ニモ支級致サナイコトニナツテ居リマス、更ニ例へテ申シマスト、一級程度ノヤウナモノニ付キマシテハ、ソレト同ジヤウナコトニナリマス、大體其ノヤウナ譯デアリマス

○西尾委員 重ネテ御尋ネ致シマスガ、此ノ三十七條ノ二項ノ場合ハ五級以下ニナリマスト與ヘナイモノデアルト云フコトハ、何處カノ條文ニ出テ居ルノデスカ

○花澤政府委員 ソレハ勅令ニ規定シテ居リマス

○林(信)委員 改正後ノ第二十一條ハドワ云フ條文ニナリマスカ、参考資料ノ改正後ニ於ケル勢効者年金保險法ト云フゾニ纏メテアルノデスカ

○山本委員長 ソレハ法案ノ方ト改正後ノ條文ト云フノト兩方アリマスガ、御對照ニ

○赤松委員　此ノ等級ハ誰ガドウ云フ所デ
御建テニナリマスカ
○平井政府委員　等級ノ内容ハ勅令デ規定
致シマスガ、其ノ癱疾程度ガドノ等級ニ當
ルカドウカト云フコトハ、全國カラ癱疾程
度ノ資料ヲ集メテ、ソレニ依ツテ保險者、
具體的ニ申シマスト厚生省デヤリマス
○今井(嘉)委員　今ノ五級以下ノ者ハ勅令
デヤラナイコトニスルト云フコトハ、何カ
條文ノ中ニ書イテ置カナクテモ宜イノデス
カ、此ノ法律ダテ見テ吳レルト喜シデ居
ツテ、勅令デ取上グラレテシマフヤウナコ
トモアルカラ、條文ニ書イテ置カナケレバ
イカヌノデハナイデスカ
○花澤政府委員　其ノ點ハ三十六條ニ規定
シテアリマスガ、此ノ三十六條ガ改正ニナ
ツテ居リマセヌ、前ノ條文ノ一項ニ依リマ
スト、其ノ一項ニ勅令ノ定ムル程度ノ癱疾
ノ状態ニ在ル者ニハ癱疾年金支給シ、又ハ
一時金トシテ癱疾手當金ヲ支給スルト云フ
コトニナツテ居リマス、其ノ癱疾ノ程度ハ
勅令ヲ以テ定メルコトニナツテ居ルノデア
リマスガ、此ノ癱疾ノ程度ハ極メテ複雜デ
アリマスノデ、之ヲ勅令ニ譲リマシタヤウ
ナ次第デアリマス、其ノ趣旨ト致シマス所
ハ業務外ノ者ニ付キマシテハ、其ノ勅令ヲ
以チマシテ、終身勞務ニ服スルコトガ出来
ナイヤウナ癱疾ノ状態ニアル者ニハ年金ヲ
支給シテ、從來ノ業務ニ從事スルコトノ出
來ナイ程度ノ癱疾ニアリマス者ニハ手當金
ヲ支給スル、斯ウ云フ考ヘニナツテ居リマ
ス、是ハ船員保險法其ノ他現行法規ニ依リ
マシテモ、サウ云フ思想デ一貫サレテ居ル
ノデアリマス

○西尾委員 モウ一ツ三十八條ト三十九條
トノ比較ノ問題デアリマスガ、三十八條ニ
依リマスト、「被保險者タリシ期間二十年以
上ナル者ニシテ業務外ノ事由ニ因ル癒疾ト
爲リタルニ因リ障害年金ノ支給ヲ受クルモ
ノ」云々ト云フヤウニアツテ、是ハ結局六年
分ニ相當スル額ニ満タザル差額ヲ一時金ト
シテ渡ス、斯ウナツテ居リマス、ソレカラ
三十九條ニ於キマシテハ、同ジヤウナ資格
比ベテ善引イタモノ、ソレニ何カ加ヘテ渡
スコトニナツテ居リマスガ、此ノ場合私ノ
疑問ト致シマスノハ、二十年以上ト二十年
未滿ト云フ此ノ大キナ所デ區別ヲ付ケテ居
ルノデスガ、僅カニ一箇月デ二十年以上ニ
ナリ、二十年未滿ニナルト云フ實際ノ場合
ガアラウト思ヒマス、其ノ場合ノ支給額ガ
餘リ格段ノ相違ガアルト云フコトハ、實際
ノ計算ノ上デ支障ガアルノデハナイカト思
ヒマスガ、是レ亦實例ヲ示シテ御説明願ヒ
タイ

○平井政府委員 是ハ具體的ニ數字ヲ御示
シスレバ能ク分ルノデアリマスガ、サウ格
段ナ相違ハ出ナイコトニナリマス、ト申シ
マスノハ十九年ニナリマスト、脱退手當金
ノ月數ガズツト殖エテ來マス、脱退手當金
ノ支給額ノ方ガ殖エテ來マスカラ、サウ其
ノ間ニ大キナ開キハ付カナイコトニナリマ
ス

○西尾委員 其ノ點ハモツト後デモ宜シイ
デスカラ、例ヘバ先程モ言ツタヤウニ報酬
月額百圓ノ者ト假定スル場合、十九年十箇
月ノ場合ニハ三十八條デハドウナル、三十
九條デハドウナルト云フノヲ數字ヲ擧ゲテ
御説明願ヒタイ

○平井政府委員 今計算シテ見マスト、三
十八條ノ場合ニ於テハ六箇年ニナリマスカ
ラ、四六ノ二十四箇月トナリ、三十九條
ノ場合ニ於テハ二十二箇月トナリ、結局二
箇月ノ差ガ出テ來ル譯デアリマス

○山本委員長 四十條マデハモウアリマセ
スカ

○蟻山委員 三十六條アタリヲ見マスト、
障害ト云フノガ癒疾トナツテ居リマガ、癒
疾ニ變ヘタ理由ハドウ云フ譯デスカ、本文
ハ依然トシテ癒疾ト云ヒ、手當金トカ年金
ヲ障害ト云フ理由ヲ伺ヒタイ、何カ其ノ必
要ガアツタノデセウカ

○花澤政府委員 是ハ一般ノ希望デゴザイ
マシテ、本法ニ於キマシテ初メ癒疾年金、
癒疾手當金ト云フ名稱ヲ使ツテ居リマシタ
ノヲ、其ノ施行後ノ狀況ヲ見マスト、一般
被保險者ガ癒疾手當金又ハ癒疾年金ト云フ
言葉ハ、同ジ給付ヲ貰フニシテモ餘リニ陰
慘デアル、出來ルナラバモツト感ジノ良イ
何カ他ノ言葉ニ改メテ貰ツタラドウカト云
フ強イ御希望ガゴザイマシタノデ、名稱ダ
ケノコトデアリマスノデ、他ノ立法等モ參
照致シマシテ障害年金、障害手當金ト云フ
風ニ改メタ譯デゴザイマス、但シ其ノ名稱
ハ改メマシテモ、其ノ具體的ノ事實タル癒
疾ト云フコトニハ變リガアリマセヌノデ、
是ハ内部的ナコトデアリマシテ、被保險者
ニ一般ニ明カニ示サレル譯デモアリマセヌ
ノデ、其ノ點ダケハ元ノ通リニ致シタ譯デ
アリマス

○山本委員長 ソレデハ五十一條カラ最後
マデ一括シテ進行スルコトニ致シマス
○吉田(賢)委員 女子ノ婚姻デスガ、是ハ
法律上ノ婚姻デスカ、事實婚モ含ミマスカ、
最近ノ軍事援護等ニ付テハ事實上ノ婚姻モ
含シテ居ルヤウデアリマスガ、是ハ如何デ
アリマスカ

○平井政府委員 今豫想シテ居リマスノハ
法律婚デアリマス

○吉田(賢)委員 此ノ問題ハ勤労者階級ノ
人々ハ事實婚姻シマシテモ、ヤハリ數箇月
届出ヲシナイト云フ慣習モ相當アルノデア
リマスガ、サウ云フコトヲ考慮シマシテ、
運用上ハ、何人モ認メ得ラレルヤウナ事實
婚、サウ云フモノハ全部含ムト云フ方ガ適
當デナイカト思フノデアリマスガ、ドウデ
アリマスカ

○花澤政府委員 其ノ場合ニハ大體法律婚
ト云フコトニ考ヘテ居ルノデアリマスガ、
例ヘバ遺族年金ノ場合ニ於キマシテハ、事
令ヲ以テ定ムル」ト云フ「其ノ他」ノ所ヲ少

シ具體的ニ御説明ヲ御願ヒシタイ
○平井政府委員 是ハ我々ノ今豫想シテ居
リマスノハ、被徵用工、半島人勞務者、ソ
レカラ五十歳ヲ越エマシテ初メテ適用事業
場ニ使用セラル、ニ至ツタ者ガ資格ヲ喪失
スルニ至リマシタ場合、徵集又ハ召集等ニ
依ツテ資格ヲ喪失シマス場合、ソレカラ女
子被保險者ガ婚姻ニ依ツテ資格ヲ喪失致シ
マス場合、ソレカラ私鐵買收等ノ事由ニ依
リマシテ、被保險者ガ國有鐵道ノ共濟組合
ノ組合員トナルコトニ依リマシテ資格ヲ喪
失シタ場合、ソレカラ考ヘラレマスノハ女
子挺身隊ト云フヤウナモノガサウデアリマ
ス

○山本委員長 ソレデハ五十一條カラ最後
マデ一括シテ進行スルコトニ致シマス
○吉田(賢)委員 女子ノ婚姻デスガ、是ハ
法律上ノ婚姻デスカ、事實婚モ含ミマスカ、
最近ノ軍事援護等ニ付テハ事實上ノ婚姻モ
含シテ居ルヤウデアリマスガ、是ハ如何デ
アリマスカ

○平井政府委員 今豫想シテ居リマスノハ
法律婚デアリマス

○吉田(賢)委員 此ノ問題ハ勤労者階級ノ
人々ハ事實婚姻シマシテモ、ヤハリ數箇月
届出ヲシナイト云フ慣習モ相當アルノデア
リマスガ、サウ云フコトヲ考慮シマシテ、
運用上ハ、何人モ認メ得ラレルヤウナ事實
婚、サウ云フモノハ全部含ムト云フ方ガ適
當デナイカト思フノデアリマスガ、ドウデ
アリマスカ

○花澤政府委員 其ノ場合ニハ大體法律婚
ト云フコトニ考ヘテ居ルノデアリマスガ、
例ヘバ遺族年金ノ場合ニ於キマシテハ、事
省ガ厚生施設トシテ必ず其ノ費用ヲ使ヒ得
ルト云フ風ナ保證ガ此ノ規定カラ窺ヘルカ
ドウカ、此ノ規定ダケデハ其ノ保證ガナイ
ヤウニ私ニハ考ヘラレルノデアリマス、此
ノ規定自體ハ非常ニ弱イ規定デアリマシテ、

而モ本施設ノ生命カラ申シマシテ、三十年後ニハ二百七十七億ノ積立金ガ、五十年目ニハ三百六十三億以上ノ積立金ヲ擁スル厖大ナル所ノ資金ニナル譯デアリマス、此ノ資金ヨリ生ズル利子ノ差額ガ厚生施設ノ財源ニナル譯デアリマスガ、此ノ施設ヲ十分ニ活用スルコトニ於テ、此ノ年金保険制度ノ生命ガアルト思フノデアリマス、其ノ點ニ付キマシテ五十六條ノ規定ハ「政府ハ被保險者、被保險者タリシ者又ハ保険給付ヲ受クル者ノ福祉ヲ増進スル爲必要ナル施設ヲ爲スコトヲ得」ト云フ極メテ任意的ナ規定ノヤウニ私共ニハ響クノデアリマス、此ノ規定自體ヲモット強化スル必要ガナカツタノカ、或ハ政府部内ニ於テ堅イ保證ガ取ツマシテ御説明ヲ願ヒマス

○平井政府委員 御答へ申上ゲマス、大體

積立金ノ概算ハ先程申上ゲタヤウナ金額ニ相成リマス、之ヲ現實ニ於キマシテハ預金部ニ入レマシテ、國債、社債等ニ運用ヲ致シテ居ルノデアリマス、現在ノ所三分七厘五毛ニ廻ハツテ居リマス、然ルニ此ノ計畫上ハ積立金運用三分五厘ノ計畫デアリマス、ソコニ二厘五毛ノ差益金ト云フモノガアル譯デアリマス、此ノ差益金ト云フモノガハ現状通り將來モ續クト假定致シマスト、此ノ額が相當大キナ額ニナルノデアリマシテ、大體十一年目ニハ七千五百萬圓ニ近イ額ニナリマス、二十年目ニハ四億六百萬圓、三十年目ニナルト十一億八千萬圓ト云フヤウニ相當大キナモノニナリマス、隨テ我々方針トシテハ、此ノ差益金ト云フモノガ若シ將來此ノ通り出ルトスレバ、是ハ舉ガテ勤勞者ノ福祉施設ニ使用スペキモノニア

ル、斯様ニ考ヘテ居リマシテ、法律上五十條ガ置カレテ居ル譯デアリマスガ、御承知ノ通り、其ノ法文ノ面ハ可ナリ弱イモノデアルト云フコトハ御説ノ通リデアリマス、我々トシテハ此ノ差益金ノ性質上當然年金保険ニ關係スル人々、即チ勤勞者ノ福祉施設ニ使ハナケレバナラヌモノト考ヘテ居リマスノデ、責任ヲ以テ是ガ實施ニ付テハ努力シテ行キタイト者ヘルノデアリマス

○吉田(賢)委員 モウ一點、先程申シタ結婚手當ノコトデスガ、從來ノ統計ニ依ルト、女子ハ大體勤續二年半トカ言ツテ居リマスガ、ズット短イノモ事實アルノト、ソレカラ徵用ガ慥カ二年デアツタト思ヒマスガ、サウ云フ事情ニ鑑ミテ將來結婚手當ニ付テハ、此ノ被保險者タリシ期間ヲモウ少し短クスル考慮ガ必要デハナイカト思ヒマスノデ、一ツ御研究ヲ願ヒタイト思ヒマスノカ

○阪本(勝)委員 今委員長カラ最後マテ仰シヤツタノハ、附則ガ入ツテ居ルノデス

○山本委員長 附則モ一緒ニヤツテ戴イテ宜イト思ヒマス

○阪本(勝)委員 附則第八條デ、第七十條ノ規定、即チ戰時特例ノ規定ヲ昭和十九年一月一日以後坑内夫タル被保險者トシテ使

用セラレタル期間ニ之ヲ適用スト云フ廻及規定、是ハナゼ本年一月一日トセラレマシタカ、其ノ根據ヲ御伺ヒシマス、私ハ是ハ

スウ云フ所ニ弱サガアリノト現ハレテ居ルガ、若シソレガナケレバ、アナタノ方デモ十七年ニシタカツタノデゴザイマセウ、

當局ノ趣旨トシテハ十七年六月一日ニシタカツタノデハナカラウカト私ハ思フノデスガ、モウ少シサウ云フ時ニハ大藏省ノ方ニ

突張ツテ貰ヒタイ、厚生省ハ弱イデスヨ、

話モゴザイマシタシ、サウデナクテモ御心持ハ能ク分ツテ居ツタノデアリマス、救濟

方法等ノコトモ分リマシタガ、是ハ裁判所ノ確定判決ニ依ルノデアリマスカ、ヤハ

リ認定ダケゴザイマスカ

○林(信)委員 五十二條ニ掲ガラレテ居ル

「被保險者又ハ被保險者タリシ者ガ自己ノ故

テ勤勞者ノ福祉施設ニ使用スペキモノニア

ル、斯様ニ考ヘテ居リマシテ、法律上五十

六條ガ置カレテ居ル譯デアリマスガ、御承

知ノ通り、其ノ法文ノ面ハ可ナリ弱イモノ

デアルト云フコトハ御説ノ通リデアリマス、

我々トシテハ此ノ差益金ノ性質上當然年金

保険ニ關係スル人々、即チ勤勞者ノ福祉施

設ニ使ハナケレバナラヌモノト考ヘテ居リ

マスノデ、責任ヲ以テ是ガ實施ニ付テハ努

力シテ行キタイト者ヘルノデアリマス

○吉田(賢)委員 モウ一點、先程申シタ結

婚手當ノコトデスガ、從來ノ統計ニ依ルト、

女子ハ大體勤續二年半トカ言ツテ居リマスガ、ズット短イノモ事實アルノト、ソレカラ徵用ガ慥カ二年デアツタト思ヒマスガ、

サウ云フ事情ニ鑑ミテ將來結婚手當ニ付テハ、此ノ被保險者タリシ期間ヲモウ少し短

クスル考慮ガ必要デハナイカト思ヒマスノデ、一ツ御研究ヲ願ヒタイト思ヒマスノカ

○阪本(勝)委員 今委員長カラ最後マテ仰シヤツタノハ、附則ガ入ツテ居ルノデス

○山本委員長 附則モ一緒ニヤツテ戴イテ宜イト思ヒマス

○阪本(勝)委員 附則第八條デ、第七十條ノ規定、即チ戰時特例ノ規定ヲ昭和十九年一月一日以後坑内夫タル被保險者トシテ使

用セラレタル期間ニ之ヲ適用スト云フ廻及規定、是ハナゼ本年一月一日トセラレマシタカ、其ノ根據ヲ御伺ヒシマス、私ハ是ハ

スウ云フ所ニ弱サガアリノト現ハレテ居ルガ、若シソレガナケレバ、アナタノ方デモ十七年ニシタカツタノデゴザイマセウ、

當局ノ趣旨トシテハ十七年六月一日ニシタカツタノデハナカラウカト私ハ思フノデスガ、モウ少シサウ云フ時ニハ大藏省ノ方ニ

突張ツテ貰ヒタイ、厚生省ハ弱イデスヨ、

話モゴザイマシタシ、サウデナクテモ御心持ハ能ク分ツテ居ツタノデアリマス、救濟

方法等ノコトモ分リマシタガ、是ハ裁判所ノ確定判決ニ依ルノデアリマスカ、ヤハ

リ認定ダケゴザイマスカ

○林(信)委員 五十二條ニ掲ガラレテ居ル

「被保險者又ハ被保險者タリシ者ガ自己ノ故

テ勤勞者ノ福祉施設ニ使用スペキモノニア

ル、斯様ニ考ヘテ居リマシテ、法律上五十

六條ガ置カレテ居ル譯デアリマスガ、御承

知ノ通り、其ノ法文ノ面ハ可ナリ弱イモノ

デアルト云フコトハ御説ノ通リデアリマス、

我々トシテハ此ノ差益金ノ性質上當然年金

保険ニ關係スル人々、即チ勤勞者ノ福祉施

設ニ使ハナケレバナラヌモノト考ヘテ居リ

マスノデ、責任ヲ以テ是ガ實施ニ付テハ努

力シテ行キタイト者ヘルノデアリマス

○吉田(賢)委員 モウ一點、先程申シタ結

婚手當ノコトデスガ、從來ノ統計ニ依ルト、

女子ハ大體勤續二年半トカ言ツテ居リマスガ、ズット短イノモ事實アルノト、ソレカラ徵用ガ慥カ二年デアツタト思ヒマスガ、

サウ云フ事情ニ鑑ミテ將來結婚手當ニ付テハ、此ノ被保險者タリシ期間ヲモウ少し短

クスル考慮ガ必要デハナイカト思ヒマスノデ、一ツ御研究ヲ願ヒタイト思ヒマスノカ

○阪本(勝)委員 今委員長カラ最後マテ仰シヤツタノハ、附則ガ入ツテ居ルノデス

○山本委員長 附則モ一緒ニヤツテ戴イテ宜イト思ヒマス

○阪本(勝)委員 附則第八條デ、第七十條ノ規定、即チ戰時特例ノ規定ヲ昭和十九年一月一日以後坑内夫タル被保險者トシテ使

用セラレタル期間ニ之ヲ適用スト云フ廻及規定、是ハナゼ本年一月一日トセラレマシタカ、其ノ根據ヲ御伺ヒシマス、私ハ是ハ

スウ云フ所ニ弱サガアリノト現ハレテ居ルガ、若シソレガナケレバ、アナタノ方デモ十七年ニシタカツタノデゴザイマセウ、

當局ノ趣旨トシテハ十七年六月一日ニシタカツタノデハナカラウカト私ハ思フノデスガ、モウ少シサウ云フ時ニハ大藏省ノ方ニ

突張ツテ貰ヒタイ、厚生省ハ弱イデスヨ、

話モゴザイマシタシ、サウデナクテモ御心持ハ能ク分ツテ居ツタノデアリマス、救濟

方法等ノコトモ分リマシタガ、是ハ裁判所ノ確定判決ニ依ルノデアリマスカ、ヤハ

リ認定ダケゴザイマスカ

○林(信)委員 五十二條ニ掲ガラレテ居ル

「被保險者又ハ被保險者タリシ者ガ自己ノ故

テ勤勞者ノ福祉施設ニ使用スペキモノニア

ル、斯様ニ考ヘテ居リマシテ、法律上五十

六條ガ置カレテ居ル譯デアリマスガ、御承

知ノ通り、其ノ法文ノ面ハ可ナリ弱イモノ

デアルト云フコトハ御説ノ通リデアリマス、

我々トシテハ此ノ差益金ノ性質上當然年金

保険ニ關係スル人々、即チ勤勞者ノ福祉施

設ニ使ハナケレバナラヌモノト考ヘテ居リ

マスノデ、責任ヲ以テ是ガ實施ニ付テハ努

力シテ行キタイト者ヘルノデアリマス

○吉田(賢)委員 モウ一點、先程申シタ結

婚手當ノコトデスガ、從來ノ統計ニ依ルト、

女子ハ大體勤續二年半トカ言ツテ居リマスガ、ズット短イノモ事實アルノト、ソレカラ徵用ガ慥カ二年デアツタト思ヒマスガ、

サウ云フ事情ニ鑑ミテ將來結婚手當ニ付テハ、此ノ被保險者タリシ期間ヲモウ少し短

クスル考慮ガ必要デハナイカト思ヒマスノデ、一ツ御研究ヲ願ヒタイト思ヒマスノカ

○阪本(勝)委員 今委員長カラ最後マテ仰シヤツタノハ、附則ガ入ツテ居ルノデス

○山本委員長 附則モ一緒ニヤツテ戴イテ宜イト思ヒマス

○阪本(勝)委員 附則第八條デ、第七十條ノ規定、即チ戰時特例ノ規定ヲ昭和十九年一月一日以後坑内夫タル被保險者トシテ使

用セラレタル期間ニ之ヲ適用スト云フ廻及規定、是ハナゼ本年一月一日トセラレマシタカ、其ノ根據ヲ御伺ヒシマス、私ハ是ハ

スウ云フ所ニ弱サガアリノト現ハレテ居ルガ、若シソレガナケレバ、アナタノ方デモ十七年ニシタカツタノデゴザイマセウ、

當局ノ趣旨トシテハ十七年六月一日ニシタカツタノデハナカラウカト私ハ思フノデスガ、モウ少シサウ云フ時ニハ大藏省ノ方ニ

突張ツテ貰ヒタイ、厚生省ハ弱イデスヨ、

話モゴザイマシタシ、サウデナクテモ御心持ハ能ク分ツテ居ツタノデアリマス、救濟

方法等ノコトモ分リマシタガ、是ハ裁判所ノ確定判決ニ依ルノデアリマスカ、ヤハ

リ認定ダケゴザイマスカ

○林(信)委員 五十二條ニ掲ガラレテ居ル

「被保險者又ハ被保險者タリシ者ガ自己ノ故

テ勤勞者ノ福祉施設ニ使用スペキモノニア

ル、斯様ニ考ヘテ居リマシテ、法律上五十

六條ガ置カレテ居ル譯デアリマスガ、御承

知ノ通り、其ノ法文ノ面ハ可ナリ弱イモノ

デアルト云フコトハ御説ノ通リデアリマス、

我々トシテハ此ノ差益金ノ性質上當然年金

保険ニ關係スル人々、即チ勤勞者ノ福祉施

設ニ使ハナケレバナラヌモノト考ヘテ居リ

マスノデ、責任ヲ以テ是ガ實施ニ付テハ努

力シテ行キタイト者ヘルノデアリマス

○吉田(賢)委員 モウ一點、先程申シタ結

婚手當ノコトデスガ、從來ノ統計ニ依ルト、女子ハ大體勤續二年半トカ言ツテ居リマスガ、ズット短イノモ事實アルノト、ソレカラ徵用ガ慥カ二年デアツタト思ヒマスガ、

サウ云フ事情ニ鑑ミテ將來結婚手當ニ付テハ、此ノ被保險者タリシ期間ヲモウ少し短

クスル考慮ガ必要デハナイカト思ヒマスノデ、一ツ御研究ヲ願ヒタイト思ヒマスノカ

○阪本(勝)委員 今委員長カラ最後マテ仰シヤツタノハ、附則ガ入ツテ居ルノデス

○山本委員長 附則モ一緒ニヤツテ戴イテ宜イト思ヒマス

○阪本(勝)委員 附則第八條デ、第七十條ノ規定、即チ戰時特例ノ規定ヲ昭和十九年一月一日以後坑内夫タル被保險者トシテ使

用セラレタル期間ニ之ヲ適用スト云フ廻及規定、是ハナゼ本年一月一日トセラレマシタカ、其ノ根據ヲ御伺ヒシマス、私ハ是ハ

スウ云フ所ニ弱サガアリノト現ハレテ居ルガ、若シソレガナケレバ、アナタノ方デモ十七年ニシタカツタノデゴザイマセウ、

當局ノ趣旨トシテハ十七年六月一日ニシタカツタノデハナカラウカト私ハ思フノデスガ、モウ少シサウ云フ時ニハ大藏省ノ方ニ

突張ツテ貰ヒタイ、厚生省ハ弱イデスヨ、

話モゴザイマシタシ、サウデナクテモ御心持ハ能ク分ツテ居ツタノデアリマス、救濟

方法等ノコトモ分リマシタガ、是ハ裁判所ノ確定判決ニ依ルノデアリマスカ、ヤハ

リ認定ダケゴザイマスカ

○林(信)委員 五十二條ニ掲ガラレテ居ル

「被保險者又ハ被保險者タリシ者ガ自己ノ故

テ勤勞者ノ福祉施設ニ使用スペキモノニア

ル、斯様ニ考ヘテ居リマシテ、法律上五十

六條ガ置カレテ居ル譯デアリマスガ、御承

知ノ通り、其ノ法文ノ面ハ可ナリ弱イモノ

デアルト云フコトハ御説ノ通リデアリマス、

我々トシテハ此ノ差益金ノ性質上當然年金

保険ニ關係スル人々、即チ勤勞者ノ福祉施

設ニ使ハナケレバナラヌモノト考ヘテ居リ

マスノデ、責任ヲ以テ是ガ實施ニ付テハ努

力シテ行キタイト者ヘルノデアリマス

○吉田(賢)委員 モウ一點、先程申シタ結

婚手當ノコトデスガ、從來ノ統計ニ依ルト、女子ハ大體勤續二年半トカ言ツテ居リマスガ、ズット短イノモ事實アルノト、ソレカラ徵用ガ慥カ二年デアツタト思ヒマスガ、

サウ云フ事情ニ鑑ミテ將來結婚手當ニ付テハ、此ノ被保險者タリシ期間ヲモウ少し短

クスル考慮ガ必要デハナイカト思ヒマスノデ、一ツ御研究ヲ願ヒタイト思ヒマスノカ

○阪本(勝)委員 今委員長カラ最後マテ仰シヤツタノハ、附則ガ入ツテ居ルノデス

○山本委員長 附則モ一緒ニヤツテ戴イテ宜イト思ヒマス

○阪本(勝)委員 附則第八條デ、第七十條ノ規定、即チ戰時特例ノ規定ヲ昭和十九年一月一日以後坑内夫タル被保險者トシテ使

用セラレタル期間ニ之ヲ適用スト云フ廻及規定、是ハナゼ本年一月一日トセラレマシタカ、其ノ根據ヲ御伺ヒシマス、私ハ是ハ

スウ云フ所ニ弱サガアリノト現ハレテ居ルガ、若シソレガナケレバ、アナタノ方デモ十七年ニシタカツタノデゴザイマセウ、

當局ノ趣旨トシテハ十七年六月一日ニシタカツタノデハナカラウカト私ハ思フノデスガ、モウ少シサウ云フ時ニハ大藏省ノ方ニ

突張ツテ貰ヒタイ、厚生省ハ弱イデスヨ、

話モゴザイマシタシ、サウデナクテモ御心持ハ能ク分ツテ居ツタノデアリマス、救濟

方法等ノコトモ分リマシタガ、是ハ裁判所ノ確定判決ニ依ルノデアリマスカ、ヤハ

リ認定ダケゴザイマスカ

○林(信)委員 五十二條ニ掲ガラレテ居ル

「被保險者又ハ被保險者タリシ者ガ自己ノ故

テ勤勞者ノ福祉施設ニ使用スペキモノニア

ル、斯様ニ考ヘテ居リマシテ、法律上五十

六條ガ置カレテ居ル譯デアリマスガ、御承

知ノ通り、其ノ法文ノ面ハ可ナリ弱イモノ

デアルト云フコトハ御説ノ通リデアリマス、

我々トシテハ此ノ差益金ノ性質上當然年金

保険ニ關係スル人々、即チ勤勞者ノ福祉施

設ニ使ハナケレバナラヌモノト考ヘテ居リ

マスノデ、責任ヲ以テ是ガ實施ニ付テハ努

力シテ行キタイト者ヘルノデアリマス

○吉田(賢)委員 モウ一點、先程申シタ結

婚手當ノコトデスガ、從來ノ統計ニ依ルト、女子ハ大體勤續二年半トカ言ツテ居リマスガ、ズット短イノモ事實アルノト、ソレカラ徵用ガ慥カ二年デアツタト思ヒマスガ、

サウ云フ事情ニ鑑ミテ

ナクテモ、斯様ナ事實ノ明白デアリマスル
ヤウナ場合ニ於キマシテハ給付シナイト云
フコトニシテ差支ナイノデハナイカト云フ
風ニ考ヘテ居リマス

○林(信)委員 繰返スヤウデアリマスガ、
前ニ申上ゲマシタヤウニ、趣旨ハ能ク分ル
ノデアリマスガ、ドウモ實際、サウ云フコ
トデアレバ、態、犯罪行爲ト云フ犯罪ト云フ
言葉ヲ使ハレルコトガ適當デアルカドウカ
ト思フノデアリマス、サウデナク唯故意ニ
事故ヲ生ゼシメタト云フコトデ足ルノデハ
ナイカト思ヒマス、敢テ犯罪行爲ト云フヤ
ウナ言葉ヲハツキリサレルコトニナリマス
ト、無用ニ犯罪者ノ名ヲ付ケルダケデナク、
實際上ノ效果ハ、我レト我ガ手ニ於テ疾病或
ハ負傷ト云フヤウナコトヲ發生セシメタト
云フヤウナコトダケヲ狃ツテ居ルノデア
リマスカラ——又實際ノ場合ニ於キマシテ、
其ノ行爲ガ或ハ故意ニ生ゼシメタル事故
デアルケレドモ犯罪ニナラナイ場合モ違法
阻却トカ色々ナ場合ニ於テ生ジテ、却テ事
態ヲ難解ナコトニスル虞ガアルノデハナイ
カト云フヤウナ、危惧カモ知レマセヌガ、
サウ云フ風ニ考ヘマスガ……

○山本委員長 他ニ御發言ハアリマセヌ
カ……ソレデハ逐條審議ヲ終リマシテ、議案
ノ取扱ニ付テ御協議申上ガタイト思ヒマス
積リデアリマス

カラ、暫時休憩致シマス
午前十一時十七分休憩

○山本委員長 休憩前ニ引續キマシテ會議
ヲ開キマス、質疑應答ヲ終リマシタカラ、
是ヨリ討論ニ入りマス——阪本勝君

スル者デアリマス、但シ此ノ機會ニ本委員
會ノ相當強硬ナ希望意見ヲ申述ベテ置キタ
イト思ヒマス

其ノ第一ハ、本改正法律案ニ於ケル坑内
夫ノ優遇問題ニ關スルモノデアリマスガ、
現在坑内夫ノ非常ナル緊迫狀態ニ鑑ミマシ
テ、此ノ際政府トシテハ相當戰時特例的ナ
ル措置ヲ以テ、其ノ根本問題ヲ解決スル要
アリト認メマス、本改正法律案中ニ於ケル
程度ヲ以テシテハ、現下ノ坑内夫逼迫ノ狀
態ヲ打開スルコトハ困難デアルト言ハナケ
レバナリマセヌ、隨ヒマシテ政府ハ宜シク
相當ノ構想ト決意ヲ以テ、此ノ點ニ關スル
施策ヲ急速ニ實施セラレンコトヲ希望致シ
マス

今申述ベマシタ一ツノ場合ノ希望ハ、本委
員會ニ於テ極メテ強硬ニ主張セラレタモノ
デアリマス、其ノ内容ノ説明ハ憚リマスケ
レドモ、今申シマシタ希望意見ハ單ナル希
望ニアラズシテ、極メテ強硬ナルモノダト
云フコトヲ特ニ政府ニ申上ゲテ置キマス、
以上ノ希望ヲ以チマシテ、私ハ本改正法律
案ニ贊成スル者デアリマス

○山本委員長 阪本君ノ御意見ハ只今御聽
キノ通り、強烈ナル希望ヲ含シダ贊成意見デ
アリマス、併シナガラ本案ニ對シテハ贊成ノ
意見ヲ發表セラレタノデアリマス、此ノ阪本君
ノ御意見ニ贊成ノ方ノ御起立ヲ求メマス
〔總員起立〕

○山本委員長 起立總員、滿場一致ヲ以テ
本案ハ可決致シマシタ
一言御挨拶ヲ申上ゲマス、長イ間御熱心
ナル御審議ヲ煩ハシマシテ、諸君ノ御勞苦
ニ對シ厚ク感謝致シマス、本日ハ是ニテ散
會致シマス

午後零時十七分散會

第二八單ニ坑内夫バカリデナク、一般ノ
被保險者ノ場合ニ於キマシテモ、現在ノ政府
ノ負擔率ハ非常ニ少額デアリマシテ、勤勞
ノ國家性ト云フ見地ニ立ツテ考ヘルト、是
ハ少クトモ業者、被保險者、政府ガ三等分
シテ負擔スルト云フ程度ノ建前ヲ以テ進マ
ナケレバナラヌ問題ダト存ジマス、又農村
ニ於キマシテモ社會性ヲ帶ビマシタ保険制
度ガ種々アルノデアリマスガ、此ノ場合ニ
於キマシテモ今述べマシタ同様ノ趣旨ニ
基イテ、國庫ノ負擔率ヲ増加シ、以テ勤勞
ノ國家性ノ趣旨ニ副フ必要アリト認メマス

昭和十九年二月十日印刷

昭和十九年二月十一日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局